

# TPP合意で高まるベトナムの輸出拡大への期待と課題

アジア調査部研究員

中村拓真

03-3591-1414

takuma.nakamura@mizuho-ri.co.jp

- TPPの大筋合意を受け、加盟国向けの輸出拠点としてベトナムへの注目が高まっている。特に期待されているのは、高関税が課されている米国向けの縫製品の輸出増加である
- 従来から持つ低労賃という強みに加え、TPPによる関税コストの低下も見込まれることから、足元ではすでに各国企業がベトナムでの投資拡大に動き出している
- ただし、TPPによる輸出拡大の利益を最大限に享受するためには、原産地規則を満たすための材料品の国内供給能力の不足や、専門人材不足といった課題を克服する必要がある

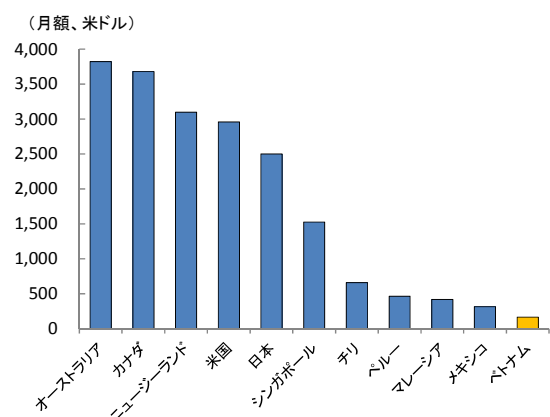
## 1. 低労賃を背景にTPP域内の輸出拠点として注目

2015年10月の環太平洋経済連携協定（TPP）大筋合意を受け、足元でベトナム経済の潜在的な成長力に注目が集まっている。世界銀行が2015年10月に公表したレポートでは、TPPの効果によりベトナムの国内総生産（GDP）が2030年までに+10.0%押し上げられると試算されている<sup>1</sup>。これは全加盟国の平均である+1.1%を大きく上回っており、TPP加盟国の中で最も大きな利益を享受すると見込まれている。

TPP発効に伴いベトナムがこのように大きな利益を受けると考えられているのは、TPP域内向けの輸出拠点としてベトナムの重要性が高まるとみられるからだ。TPPが発効すると、加盟国向けの輸出品は域内で生産することで特惠関税の適用を受けることができ、コストの低下につながる。その場合に、特に労働集約的な製品の生産拠点としては、労賃の低いベトナムが魅力的だと考えられているのだ。

ベトナムにおける製造業ワーカーの賃金は、都市平均でおよそ月額165米ドルだ（図表1）。これはTPP加盟国の中では突出して低く、2番目に低い水準にあるメキシコと比べても半分強程度にす

図表1 TPP加盟国の賃金（製造業ワーカー）



- (注) 1. 調査の行われていないブルネイは除いた。  
 2. 複数の都市で調査が行われた場合は、全対象都市の平均額を用いた。  
 3. 調査実施期間は国により異なる（2013～2015年）。  
 (資料) JETROよりみずほ総合研究所作成

ぎない。

それでは、具体的にはT P Pでベトナムからこういった国向けにどのような品目の輸出増加が期待できるのだろうか。そして、その効果はどのくらいの期間を経て顕在化してくるのだろうか。本稿ではこうした点の考察を行うとともに、輸出増加の抑制要因となりうる懸念材料について、現地ヒアリング<sup>2</sup>で聞かれた意見も交えながら検討する。

## 2. 輸出増が期待されるのは米国向け

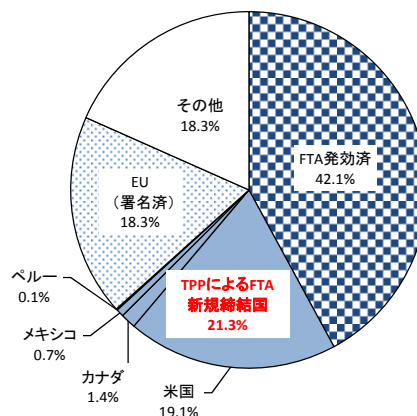
すでに述べたように、ベトナムの輸出増加が期待されるのは、低労賃という従来の強みに加え、T P Pによる関税削減で域内国向けの輸出コストが低下すると考えられているからである。したがって、輸出増加が期待される先は、T P Pで新たにベトナムに対して関税削減を行う国ということになる。そこでまず、ベトナムの自由貿易協定（F T A）の締結状況を確認しよう。ベトナムが最初にF T Aを締結したのは1995年である。同国がASEANに加盟したことに伴い、当時のASEAN加盟国6カ国の間で締結されていた共通効果特惠関税（CEPT）協定に参加した。その後、ASEANの一員として日本、韓国、中国、インド、ニュージーランド、オーストラリアとの間でF T Aを締結し、2カ国間でも日本およびチリとF T Aを締結した<sup>3</sup>。2016年3月現在でベトナムがF T Aを発効させている国の割合をみると、ベトナムの輸出額全体の42.1%となっている（図表2）。ベトナムは、T P P加盟国のうち8カ国とはすでにF T Aを締結しており、T P Pでベトナムに対して新たに関税を削減することになる国は、米国、カナダ、メキシコ、ペルーの4カ国である。したがって、特にこれら4カ国向けの輸出において、T P P発効に伴う輸出の押し上げ効果が期待される。さらに、これら4カ国向けの輸出がベトナムの輸出全体に占める割合をみてみると、合計21.3%のうち米国が19.1%と圧倒的な割合を占めている。こうした点を考慮すると、ベトナムの輸出押し上げ効果の大部分は、米国向けにおいてだということができるだろう。

## 3. 関税削減の利益は発効後早期に顕在化

それでは、T P Pによる米国の関税削減はどのような品目を対象とし、こういったスケジュールで進められるのだろうか。まず、関税撤廃の対象となる品目は、米国の場合、100%である。したがって、T P Pが発効されれば、ベトナムの対米輸出品に課されている関税は最終的には全て撤廃されることになる。

次に、米国の関税削減スケジュールを確認しよう。ベトナムの対米輸出品目のうち、2014年時点で関税が課せられている品目の割合は、輸出額ウェイトでみて60.1%である（次頁図表3）。このうち、T P

図表2 ベトナムのFTAカバー率



(注) 1. 2014年の輸出額データ。  
2. 「その他」はF T A合意済みで未発効の国・地域を含む。  
(資料) ベトナム税関総局、W T Oよりみずほ総合研究所作成

Pの発効と同時に撤廃されるのは28.9%で、半分弱ほどである。その他の品目については、発効後3～13年の時間をかけて撤廃されることになる。なかでも割合として大きいのは、撤廃まで11年～13年と長期間かかる品目である。

もっとも、撤廃までに長期間かかる品目であっても、段階的に関税が引き下げられる品目が多く存在する。ベトナムに対する関税の場合、発効時における引き下げ幅が非常に大きいのが特徴で、発効時に基準税率から55%と大幅に引き下げられる品目もある。こうしたことから、ベトナムの対米輸出における関税引き下げ効果は、T P P発効と同時に顕在化するとみられる。実際に対米輸出におけるベトナムの加重平均関税率を計算すると、2014年時点では8.8%であるが、T P P発効と同時に3.2%にまで引き下げられる（図表4）。

#### 4. 対米輸出拡大が期待されるのは縫製品

##### (1) 関税削減で縫製品の輸出コストは低下

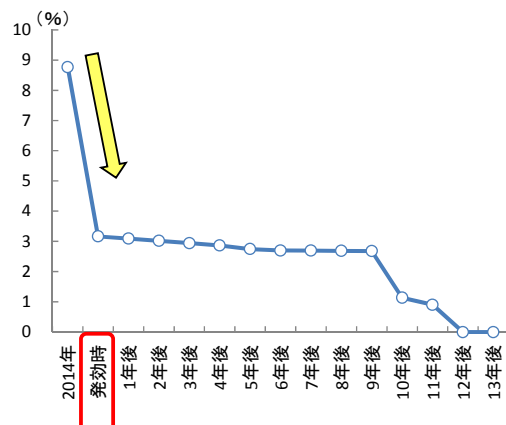
こうしたベトナムの対米輸出における関税削減の効果は、具体的にベトナムのどの輸出品目に対して現れるのだろうか。まず、現状のベトナムの米国向け主要輸出品を確認すると、衣類が輸出額全体の30%を占めており、最大の輸出品だ（次頁図表5）。その後に、電気機器（プリンターなど）、履物、家具が10%程度で続いている。これらの品目のうち、電気機器や家具などについては、すでにほとんどの品目で関税が撤廃されている。したがって、T P Pの下で関税削減が行われたとしても、それによる輸出コストの低下は期待できない。一方、主要輸出品のうち、多くの品目で関税が残存しているのが、衣類や履物といった縫製品である。しかも、米国が縫製品に課している関税率は比較的高く、加重平均関税率でみると衣類が18%、履物は12%と、両品目とも10%を超えている。T P Pが発効すれば、最終的にはこうした品目に対する関税が削減されるため、縫製品の輸出企業にとっては大きなコスト削減効果が期待できる。

図表3 米国の対ベトナム関税撤廃年数

(輸出シェア、%)	
関税なし(2014年)	39.9
関税あり(2014年)	60.1
発効時即時撤廃	28.9
発効後3年後撤廃	0.2
4年後撤廃	0.2
5年後撤廃	3.4
6年後撤廃	0.6
7年後撤廃	0.1
8年後撤廃	0.1
10年後撤廃	0.7
11年後撤廃	13.3
12年後撤廃	4.1
13年後撤廃	8.6

(注) 1. 従量税が課されている品目は除いて計算した。  
2. 輸出シェアが0.1%以下の項目は除いている。  
(資料) 台湾経済研究院、ニュージーランド外務・貿易省  
よりみずほ総合研究所作成

図表4 米国の対ベトナム加重平均関税率



(注) 従量税が課されている品目は除いて計算した。  
(資料) 台湾経済研究院、ニュージーランド外務・貿易省  
よりみずほ総合研究所作成

## (2) 米国向け縫製品輸出は拡大余地が大きい

では、TPPによる関税削減で縫製品の輸出コストが低下すると、ベトナムの対米輸出はどの程度拡大する余地があるのだろうか。衣類と履物を例にとり、米国の輸入におけるベトナムのシェアという観点から分析しよう。

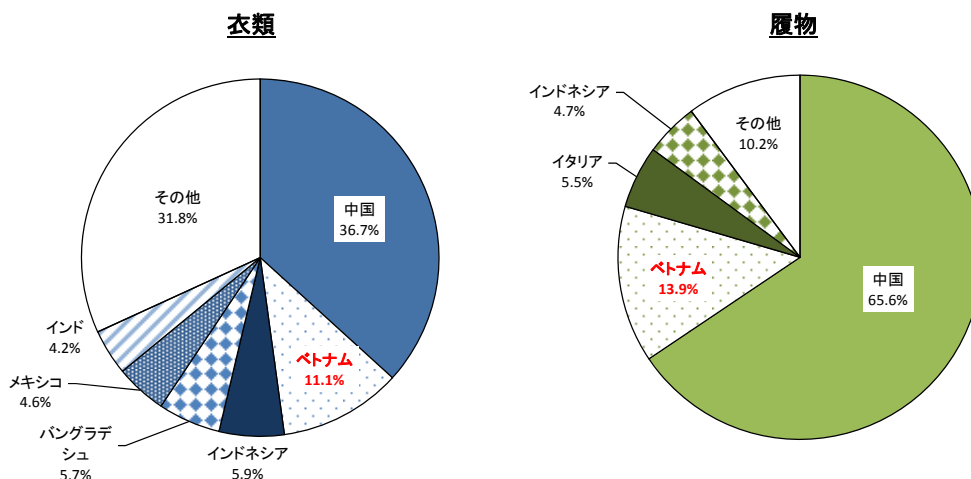
米国の輸入先の中で最も大きなシェアを占めている国は、衣類、履物の両品目とも中国である(図表6)。特に履物においては65.6%と圧倒的なシェアを誇っている。ベトナムのシェアは衣類で11.1%、履物で13.9%であり、中国のシェアと比べるとそれぞれ3分の1と5分の1にすぎない。TPPによる関税削減でベトナム製品のコストが低下し、競合する中国製品に対する輸出競争力が上昇すれば、中国製品にとってかわる形でベトナムの米国向け輸出が拡大する余地は大きい。また、こうしたTPPによる関税削減の恩恵を受けられる国は、米国の主要縫製輸出相手国の中でベトナムだけである<sup>4</sup>。

図表5 米国の対ベトナム主要輸入品の現行関税率

大品目名	HSコード	輸入に占める割合(%)	主要詳細品目 (HS2012)	基本関税率(%)
衣類および付属品	61-62	30.1	611020	5~16.5
			611030	6~32
			620462	0~16.6
電機機器・部品	85	12.2	851712	無税
			854231	無税
			851762	無税
履物等	64	11.9	640399	0~10
			640299	3~48
			640411	10.5~48
家具	94	10.3	940350	無税
			940360	無税
			940161	無税
機械機器および部品	84	9.1	847130	無税
			844332	無税
			844331	無税
水産物	03	3.7	030617	無税
			030462	無税

(資料) 台湾経済研究院、ニュージーランド外務・貿易省よりみずほ総合研究所作成

図表6 米国の縫製品輸入における国別シェア



(注) 2014年のデータ。衣類はHS61-62、履物はHS64の品目の合計額。  
(資料) UN Comtrade

### （3）投資に動き始めた各国企業

従来持っていた低労賃という強みに、このようなTPPによる関税削減が加わったことで、ベトナムの米国向け縫製品輸出への期待は足元で高まっている。現地ヒアリングでも、縫製業関係者からは「アジアでの縫製品製造拠点の中心としてベトナムに期待している」、「対米輸出製品を中心に、中国から製造能力をベトナムに移転する企業の動きが活発になっている」といった声が多く聞かれた。足元のベトナム国内における縫製業への投資動向も、こうした声を裏付けている。例えば、伊藤忠商事は、縫製関連子会社が2015年初めにベトナム最大の繊維企業グループである国営ビナテックスと業務提携するなど、ベトナムでの生産基盤の強化を図っている<sup>5</sup>。東レも、繊維関連の子会社がベトナムに現地法人を設け、米国向けの縫製品生産を拡大させているようだ<sup>6</sup>。韓国の合成繊維大手の暁星（Hyosung）は南部のドンナイ省から2015年に大型投資の認可を受けたが、その投資額は6.6億米ドル（約780億円）と巨額だ<sup>7</sup>。韓国系企業はベトナムの縫製品輸出企業の上位10社のうち4社を占めるなど、ベトナム縫製業において大きなプレゼンスを誇っており、TPPをにらんだ投資にも積極的に動いているようである。これ以外にも、中国の繊維大手・天虹紡織集団（Texhong）が5億米ドル<sup>8</sup>、香港の大手繊維企業の互太紡織（Pacific）と晶苑集団（Crystal）も5億米ドルを超す投資を行うなど<sup>9</sup>、ベトナム縫製業に対する投資熱はすでに高まりをみせている<sup>10</sup>。

## 5. 供給制約問題を克服できるかがカギ

このように各国企業は、TPP発効後の輸出増加を見越して、ベトナムでの縫製品の生産能力拡大の動きを強めている。ただし、こうした投資が順調に実施され、ベトナムが輸出を拡大させていくうえでは、いくつか課題もある。以下では、こうした課題について考察する。

### （1）材料品の国内供給力不足

ベトナムからの輸出品がTPPの特恵関税の適用を受けるためには、輸出品がTPP域内で生産されたものであると証明するため、協定で定められた原産地規則を満たす必要がある。これが満たされなければ、ベトナムの輸出品はそもそも前述のようなTPPの特恵関税を受けることすらできず、輸出コストの低下にもつながらない。原産地規則を満たすためには、通常、ある一定割合の付加価値を協定発効地域内で創出するか、または輸出品製造における特定の工程を協定発効地域の中で行う必要がある。以下ではTPPにおける縫製品の原産地規則を確認し、ベトナムの輸出品がそれを満たすことができるかどうかを検討する。

まず衣類をみてみよう。TPPにおける衣類の原産地規則は「ヤーン・フォーワード・ルール」と呼ばれ、①製糸、②生地製造、③裁断・縫製、の3工程全てがTPP域内で行われる必要がある<sup>11</sup>（次頁図表7）。しかし、この原産地規則を満たすことは、現状のベトナムの衣類生産の構造では非常に難しいといえる。ベトナムでの衣類の生産は主に、生地などの材料品を国外から輸入し、これを国内で裁断・縫製して完成品にするという構造になっているからだ。生地の輸入先がTPP加盟国であれば、輸出において原産地規則を満たすことができるが、ほとんどはTPP加盟国以外からの輸入である。なかでも中国からの輸入が多く、綿織物を例にとると、ベトナムの輸入額全体のうち68.3%が中国か

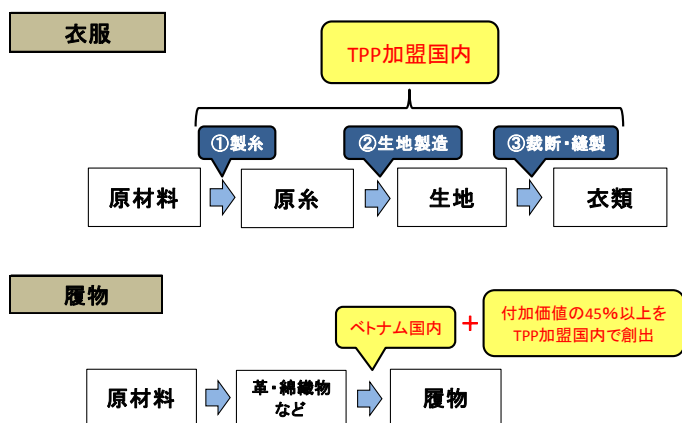
らの輸入だ（図表8）。その他にも韓国、香港などT P P加盟国以外が輸入相手となっており、このままの構造ではT P Pの特恵関税の適用を受けられない。前述したベトナム縫製業への大型投資案件は、こうした構造的問題を解消するための原糸や生地など川上工程への投資も含まれているが、ベトナムは衣類の材料品の7割程度を輸入に依存しているとも言われており<sup>12</sup>、T P P発効までにどの程度国内で調達できるようになるのかは不透明だ。材料品の国内供給力不足が解消されなければ、企業はT P Pの特恵関税によるコスト削減の利益が見込めず、輸出拡大の抑制要因となるリスクもあるだろう。

次に、履物の原産地規則を確認しよう。T P Pにおいて履物の原産地規則を満たすための条件は、①裁断・縫製がベトナム国内で行われていること、②付加価値の45%以上がT P P加盟国内で創出されていること、の2つである<sup>13</sup>（図表7）。結論としては、この原産地規則を満たすのはさほど難しくないとはいえるだろう。まず①は、ベトナムからの輸出品であれば通常、国内で裁断・縫製されるため、問題ない。問題は②の条件だが、ベトナムの履物生産における現地調達率は足元で65～70%に達しているとされており<sup>14</sup>、これも大きな障害とはならなさそうだ。現地のヒアリングでも、「特に大手企業については、すでに一定程度ベトナム国内で材料品の調達を行っていることから、付加価値45%以上という条件を満たすのはそれほど難しくはないのではないか」とのことで、履物の原産地規則について心配する声は少なかった。

## （2）専門人材の不足

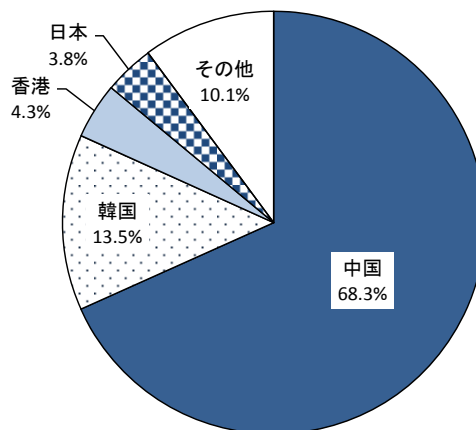
ベトナムが縫製業の輸出拡大を目指すうえでのもう1つの懸念材料は、専門人材の確保である。前述の通り、ベトナムには低労賃の労働力は豊富に存在しており、それが労働集約的な製品の生産拠点としての立地競争力を高めてきた。しかし、専門人材は慢性的に不足しているようだ。例えば、世界銀行が2013年に発表したレポートでは、ベトナムで技術職の労働者を雇用している企業の8割以上が、応募者のスキルが不十分であると回答している<sup>15</sup>。これまでベトナムは、専門人材をあまり多く必要としない縫製品の仕上げ工程を主に担ってきたため、こうした問題はさほど顕在化してこなかった。しかし、今後、原産地規則を満たすための川上工程を国内で行っていくためには、こうした専門人材の

図表7 T P Pの原産地規則イメージ



（注）例外的に異なる原産地規則が適用される品目もある。  
（資料）米国通商代表部より、みずほ総合研究所作成

図表8 ベトナムの綿織物輸入国別シェア



（注）2014年のデータを用いて計算（HS5208）。  
（資料）UN Comtradeより、みずほ総合研究所作成

確保が不可欠である。必要な人材が不足すれば、投資実行の足かせとなる可能性もある。筆者がベトナムを訪れた際にも、特に染色などの複雑な工程において、専門人材が不足しているとの懸念が聞かれた。

## 6. おわりに

近年、中国の急速な人件費上昇や、労働集約産業の誘致に対する消極姿勢を背景に、企業が中国以外の周辺アジア諸国に新たな拠点を求める「チャイナ・プラスワン」の動きが続いている。ベトナムはこれまで、低労賃や政治の安定などを背景に、アジアでの新たな拠点として有力な候補の1つになってきた。TPP参加は、従来のこうしたベトナムの強みに、米国を中心とする加盟国向けの輸出コスト削減という新たな要素を加えることとなり、投資先としてのベトナムの魅力をさらに高める結果になっている。特に縫製業は、本稿で述べた通り、関税削減によるコスト低下の影響が最も大きい分野であり、関連企業の期待は非常に大きい。大企業を中心にすでに投資は増加しており、順調に投資が実行されていけば、生産能力が拡大して、輸出の増加が期待できるだろう。さらに、生産拡大に伴う雇用創出や所得の増加、その所得増加を狙った内需向け産業の直接投資の増加、さらには衣類材料品の国内供給能力の増強に伴う対中貿易赤字の縮小など、TPPによる様々な波及効果も期待される。

こうしたTPPによる利益を享受するために、ベトナムは本稿で触れたような構造的問題の克服に積極的に取り組み、投資の実行をスムーズに行える環境を整備していく必要がある。そのためには、企業の投資だけではなく、政府も必要に応じて関与していく必要があるだろう。例えば、今後見込まれる材料品需要の増加に見合った国内供給能力を構築するためには、大企業による投資だけではなく、中小企業の川上工程への投資も必要になる。中小企業は川上工程に必要な排水処理設備などへの投資余力が小さいため、こうした設備を有する工業団地の拡充を政府がサポートしていく必要があるだろう。また、専門人材不足に対しても、職業訓練などによる人材の育成、企業と大学・研究機関などの連携のサポート、外国人技術者の受け入れなど、政府が柔軟に対応していく必要がある。

TPPが発効すれば、ベトナムの輸出品に対する米国の関税は早期に大きく低下するため、ベトナムがTPPの効果を最大限に活かすためには、こうした取り組みを迅速に行っていくことが重要である。成長のための絶好の機会を得たベトナムだが、発効までの限られた時間で実際にどういった取り組みができるのか。今後の動向が注目される。

### 【参考文献】

- World Bank (2013) “Skilling up Vietnam: Preparing the workforce for a modern market economy”, *Vietnam Development Report 2014*, November
- World Bank (2016) “Potential Implications of the Trans-Pacific Partnership Agreement”, *Global Economic Prospects*, January

<sup>1</sup> 詳しい内容などは World Bank (2016) を参照。各国成長率の押し上げ幅は「T P P、日本に恩恵大きく 世銀 2030 年試算で G D P 2.7%増」日本経済新聞、2016 年 1 月 8 日も参照。

<sup>2</sup> 本稿の執筆にあたり、ホーチミン、ハノイへの出張 (2016 年 1 月 18~23 日) を行った。ヒアリングにご協力いただいた皆様には深く御礼を申し上げます。

<sup>3</sup> 日本が締結している自由化協定は、投資や知財保護など貿易以外の自由化も含むため、包括的経済連携協定 (E P A) と呼ばれる。しかし本稿では、全ての自由化協定を一般的な名称である F T A と記述する。

<sup>4</sup> 米国の衣類主要輸入相手国には、T P P 参加国であるメキシコが入っている。ただし、メキシコは米国とすでに北米自由貿易協定 (NAFTA) を締結しており、関税が撤廃されている。したがって、メキシコは T P P によって新たに対米輸出品の関税撤廃を享受できるわけではない。

<sup>5</sup> 「ベトナム「VINATEX (ビナテックス)」との資本・業務提携について」伊藤忠商事ホームページ、2015 年 1 月 16 日。

<sup>6</sup> 「ベトナム、対米輸出拠点に」日本経済新聞、2016 年 1 月 15 日。

<sup>7</sup> “Hyosung Vietnam to expand business,” *Viet Nam News*, 2015 年 2 月 13 日。

<sup>8</sup> “Vốn FDI rót mạnh vào dệt may, công nghiệp hỗ trợ phía Nam (仮訳：産業支援策を受け、南部繊維業への直接投資が増加),” *Vietnam Textile and Apparel Association*, 2015 年 9 月 10 日。

<sup>9</sup> “Textile investments flow into Vietnam ahead of TPP,” *Foreign Press Center (Viet Nam)*, 2016 年 3 月 7 日。

<sup>10</sup> 米国向け輸出におけるサプライチェーンに組み込まれている企業は韓国や中華系が多く、ベトナムの縫製業において大規模な投資を行っているのも、こうした韓国や中華系の企業が多いようである。

<sup>11</sup> T P P には「ショートサプライリスト」と呼ばれる例外規定があり、域内での調達が難しい材料品については、域外から調達しても例外的に原産地規則を満たすことができる。ただし、こうした例外規定の対象になる品目は少なく、大部分の生産者はヤーン・フォーワード・ルールに従わなければいけないと報道されている (「T P P 原糸原則、例外は 15% どまり」NNA、2015 年 11 月 19 日)。現地のヒアリングでも、ショートサプライリストによる原産地規則緩和の影響は不透明という意見が多かった。

<sup>12</sup> “Firms to seek local suppliers,” *Viet Nam News*, 2016 年 1 月 19 日。

<sup>13</sup> 域内で創出された付加価値の計算には、産品に含まれる原産材料の価額を足し上げる「積上げ方式」と、産品に含まれる非原産材料の価額を合計額から差し引く「控除方式」の 2 つがあり、特惠関税を申請する輸出者がどちらかの方式を選択する。ここでいう 45% という数字は積上げ方式の数字であり、控除方式では 55% となる。

<sup>14</sup> “Vietnam’s footwear industry actively seizes opportunities from TPP,” *Vietnam Trade Promotion Agency*, 2015 年 12 月 2 日参照。

<sup>15</sup> World Bank (2013) を参照。